

A 3 - 2 7

5 年 保 存 (常)
(令和7年12月31日まで)

F N . A 3 - 2 - 0

鹿 相 第 1 3 7 号

令 和 2 年 5 月 1 5 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 被害者支援係 TEL

鹿児島県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（通達）

鹿児島県警察犯罪被害者支援推進委員会については、「鹿児島県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（通達）」（平成31年3月25日付け鹿相第103号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、このたび、別添のとおり同委員会の構成員を見直したことから、誤りのないように運用されたい。

なお、この通達は令和2年5月18日から施行し、旧通達については令和2年5月17日限り廃止する。

別添

鹿児島県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱

1 設置

鹿児島県警察本部に、鹿児島県警察犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、犯罪被害者支援について総合的に検討するとともに、その推進状況を把握し、必要な調整を行うことを任務とする。

3 委員会の構成

委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員会の運営

(1) 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料を提出させ、又は委員会に出席を求めて意見を聴くことができる。

(3) 副委員長は、委員長を補佐するものとし、委員長が病気その他の事情により委員会を招集して議事を主宰できない場合は、その職務を代行するものとする。

5 幹事会

(1) 委員会に、必要な事項の調査・検討をするために、幹事会を置く。

(2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(3) 幹事会は、調査・検討した事項について、その結果を委員会に報告するものとする。

(4) 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

6 警察署犯罪被害者支援推進委員会

(1) 警察署に、警察署長を委員長とする警察署犯罪被害者支援推進委員会（以下「署委員会」という。）を置く。

(2) 署委員会は、委員会と緊密な連携を図るものとする。

(3) 署委員会の体制及び運営に関し必要な事項は、警察署長が定めるものとする。

7 庶務

(1) 委員会及び幹事会の庶務は、相談広報課において処理する。

(2) 署委員会の庶務は、警察署の警務課において処理する。

8 雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び幹事長が定める。

別表第1（3関係）

区 分	構 成 員
委員長	警務部長
副委員長	相談広報課長
委 員	警務部参事官（首席監察官を兼務する者を除く。） 警務課長 会計課長 生活安全企画課長 地域課長 人身安全・少年課長 生活環境課長 サイバー犯罪対策課長 刑事企画課長 捜査第一課長 捜査第二課長 組織犯罪対策課長 鑑識課長 交通企画課長 交通指導課長 免許管理課長 高速道路交通警察隊長 公安課長 警察学校長 情報通信部機動通信課長 委員長の指名する者

別表第2（5の(2)関係）

区 分	構 成 員
幹事長	相談広報課長
副幹事長	相談広報課被害者支援室長
幹 事	警務課課長補佐 会計課課長補佐 生活安全企画課課長補佐 地域課課長補佐 人身安全・少年課課長補佐 生活環境課課長補佐 サイバー犯罪対策課課長補佐 刑事企画課課長補佐 捜査第一課課長補佐 捜査第二課課長補佐 組織犯罪対策課課長補佐 鑑識課課長補佐 交通企画課課長補佐 交通指導課課長補佐 免許管理課課長補佐 高速道路交通警察隊副隊長 公安課課長補佐 警察学校校長補佐 機動通信課機動通信指導専門官 幹事長の指名する者